

適 正 な 履 行 確 保 の 基 準

平成19年12月1日 制 定

平成20年 4月1日 一部改正

平成23年 4月1日 全部改正

地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査（いわゆる低入札価格調査。以下単に「調査」という。）を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であるかどうかの判断を行うための基準について、次のとおり定める。

なお、低価格入札者が、次の基準の全てを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはならないものとする。

1 基本的判断基準

- （1）調査に際し、誠実で協力的であること。
- （2）企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- （3）工事の手抜き、下請け（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- （4）当該低価格入札の開札日から過去2年間に市が引渡しを受けた市発注工事において、工事成績評点が65点未満の工事がないこと。
- （5）過去3か月以内に、低価格入札により落札し締結した請負契約がないこと。

2 数値的判断基準（見積内訳書の審査基準）

- （1）積算内訳書は、入札時に工事内訳書の提出を求めている場合においては、工事費内訳書に記載されている直接工事費、共通仮設費積上げ分、共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費等及び工事費総額と相違していないこと。
- （2）調査時に提出された積算内訳書・内訳書に対する明細書において、記載されている金額及び単価について算出根拠が明らかで、工事の品質確保・安全確保の履行がなされないおそれがある違算がないこと。
- （3）数量は設計図書（仕様書等）に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。
- （4）材料・製品等は設計図書（仕様書等）に適合した品質・規格であること。
- （5）建設副産物について、適正な処理方法、適正な処理費用が計上されていること。

- (6) 次に掲げる要件をすべて満たしていること（見積書に記載されるべき内容がこれらの条件を満たし得ないことが明らかであるときは、見積書を徴して調査するに及ばない。）。

なお、直接工事費、共通仮設費積上分、共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費等の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」、厚生労働省作成の「水道事業実務必携」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」によるものとする。

したがって、積算の内訳は、これに従って作成されたものでなければならない。

また、次に定める各判断基準に用いる工事の種類別の工事費内訳については別表による。

1 工事費内訳での判断基準

次の工事費内訳ごとに市が積算した費用以上であること。

- (ア) 直接費（直接工事費及び共通仮設費積上分）は、市が積算した直接費（直接工事費及び共通仮設費積上分）の**70%**以上であること。

- (イ) 共通仮設費率分は、準備費、安全費及び技術管理費が計上されているとともに、市が積算した共通仮設費率分の**50%**以上であること。

なお、建築工事及び設備工事の場合にあっては、安全費等が計上されているとともに、市が積算した共通仮設費率分の**50%**以上であること。（共通仮設費について、積上げ分と率分を区分して計上していない場合は、その全てを率分として判断する。）

- (ウ) 現場管理費は、現場従業員及び現場労働者の法定福利費や人件費が計上されているとともに（労務費は法定最低賃金を下回っていないこと。）、市が積算した現場管理費の**50%**以上であること。

- (エ) 一般管理費等は、市が積算した一般管理費等の**30%**以上であること。

別表

各判断基準に用いる工事の種類別の工事費内訳については次のとおりとする。

工事の種類		工 事 費 内 訳				
		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
土木工事	下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	電気（一般工事）	直接工事費＋直接製作費（機器費×0.6）	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費（機器費×0.1）	現場管理費＋工場管理費（機器費×0.2）＋機器間接費	一般管理費等＋機器費×0.1
	機械設備	直接工事費＋直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費＋据付間接費＋設計技術費	一般管理費等
建築工事	建築（建築機械設備、建築電気設備を含む。）	直接工事費×0.85	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.15	一般管理費等
	解体工事	直接工事費×0.8	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.2	一般管理費等
下水道工事	下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋機器費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等＋機器費×0.1
水道施設工事	土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	電気設備工事 機械設備工事	直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋機器費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等＋機器費×0.1